

こども文教委員会 令和2年6月15・16日
こども家庭部 資料6番
所管 保育サービス課

認可外保育施設等を利用する保護者の負担軽減補助金に係る支給対象の拡充について

これまで東京都認証保育所利用者を対象に支給してきた保護者負担軽減補助金について、支給対象を認可外保育施設等の利用者に拡充する。

1 内容

次の認可外保育施設等の利用者を支給対象として追加する。

- ア 指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けた認可外保育施設（14施設）
- イ 子ども家庭支援センターが実施する定期利用保育事業（2施設）
- ウ 私立認可保育園・小規模保育所が実施する定期利用保育事業（13施設）

2 補助上限金額

13,000円～67,000円

（保育の必要性の認定の有無、課税額、子の順位に応じて異なる。）

3 適用月

令和2年4月分から